

公示送達書

帯広市告示第 239 号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び帯広市税条例（昭和25年条例第27号）第17条の規定により、下記の書類を公示送達します。

なお、送達すべき書類は、政策推進部税務室収納課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和 8 年 10 月 15 日

帯広市長 上野 庸介



送達を受けるべき者

別紙のとおり

送達する書類

別紙のとおり

法の規定により、公示を開始した日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

送達を受けるべき者
小笠原 大輔
一永 知秀
島戸 豪志
後藤 友太
阿部 淳
米倉 隆仁
瀧澤 陽哉
高橋 優太
NGUYEN DINH HIEP
辻川 明德
吉田 和美
NGUYEN DUY DOAN
NGUYEN VAN HUY
HOANG THI GIANG
NGUYEN THI NGOC QUYEN
HOANG VAN TRUONG
NGUYEN VAN CONG
PHAM HOANG BAO TRUNG
BACHARO EDWARD BAYANTON G
LE VAN HOA

[illegible]

地方自治法第231条の3第1項及び帯広市国民健康保険条例第24条第1項の規定による書類

送達を受けるべき者
三浦 美和
遠藤 ゆかり
北村 克典
表 望裕
島戸 豪志
阿部 淳
阿部 淳
阿部 淳
北村 純
高橋 優太
荻原 賢一
大関 誠
上田 ジョン昭
佐々木 俊喜
佐々木 俊喜
佐々木 俊喜
RUDI ABDULAH
RUDI ABDULAH
水上 和也
藤田 孝和

地方自治法第231条の3第1項及び帯広市国民健康保険条例第24条第1項の規定による書類

[illegible]